

新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月26日

新潟市人事委員会委員長 関 本 武 雄

新潟市人事委員会規則第13号

新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第41号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第1号中「100分の115以上100分の190」を「100分の125以上100分の210」に、「100分の139以上100分の230」を「100分の149以上100分の250」に改め、同項第2号中「100分の103.5以上100分の115」を「100分の113.5以上100分の125」に、「100分の124.5以上100分の139」を「100分の134.5以上100分の149」に改め、同項第3号中「100分の92」を「100分の102」に、「100分の112」を「100分の122」に改め、同項第4号中「100分の83.5」を「100分の93.5」に、「100分の102.5」を「100分の112.5」に改める。

第24条第1項第1号中「100分の47」を「100分の52」に、「100分の57」を「100分の62」に改め、同項第2号中「100分の43.5」を「100分の48.5」に、「100分の53.5」を「100分の58.5」に改め、同項第3号中「100分の41.5」を「100分の46.5」に、「100分の51.5」を「100分の56.5」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和4年12月1日から適用する。